

# The Historical Value and Limit of *The Dairy of Sanuki no Suke*

Tamaki Ota

*The Dairy of Sanuki no Suke* was written by a maid serving the Emperor of the Heian period. At the same time as she served the Emperor, she was involved in court rituals. There is no other diary written by a woman in such a position. In this respect, it can be said that this work is a valuable historical material, but many researchers have not noticed this fact.

Therefore, in this paper I will verify the historical value of this work and also verify the problems. I also consider how this work is appreciated and properly operated as a historical material.

十月)

(注七) 御乳母たち立たれぬれば、因幡の内侍とて、明け暮れ、あまたの内侍のなかに、とりわきつかうまつりつきたりし人とふたり、御かたはらに無期に近くさぶらふ。「あはれ、多くさぶらひつれど、契りふかくもつかうまつりはてさせたまへる」などいひつづけて、いみじう泣かるるさまぞ、いとどもよほさるる心地して堪へがたき。  
(四二五)

(注八) 昼つけて、殿まゐらせたまひて、人々ゐなほりなどすれば、ものを参らせさして立たんも、おとなにおはしまいにしぞ、さやうのをりもわかず立ちしか。また、おとなしうなども告げさせたまひしか、これは、うちすてて立たば、よきことや言はれんずると思へば、なほゐたるも、(中略)はしたなく思へば、うちうつぶしてゐたれば、御障子の外にゐたる人たちに、「あれは、たそ」と問はせたまふ御声、きこゆ。「それ」といらふるなめり、御障子のうちに近やかについゐて、  
(四四一)

(注九) 注三に同じ。

(注十) 拙稿『讃岐典侍日記』—堀河天皇崩御前夜—(「洗足論叢」第三六号 洗足学園音楽大学 洗足学園短期大学 二〇〇七年三月)

拙稿『讃岐典侍日記』—非描出対象の考察—(「洗足論叢」第三九号 洗足学園音楽大学 洗足学園短期大学 二〇一〇年三月)

(注十一) 小谷野純一『讃岐典侍日記全評釈』(風間書房 一九九八年十一月)

(注十二) 拙稿『讃岐典侍日記』—御扇ならさせたまへ—(「洗足論叢」第三八号 洗足学園音楽大学 洗足学園短期大学 二〇〇九年三月)

る部分であることから言及を避けるのは当然の判断で、この一件を排除した長子を非難することは難しい。しかし、こういった「甘さ」が、本作品を第一級の史料することの大きな壁であることは事実なのである。

## 五 おわりに

現在、東京大学史料編纂所刊行の『大日本史料』には、漢文日記などの古記録と並んで『讚岐典侍日記』の記事も採録されている。重要事案について項目別、年代順に並べられた諸記録を比較しながら読むと、さらに『讚岐典侍日記』の史料としての立ち位置が鮮明になる。

『讚岐典侍日記』の舞台となった時期の漢文日記としては『殿暦』(藤原忠実)、『中右記』(藤原宗忠)、『為房卿記』(藤原為房)などが上げられるが、それぞれの史料は確かに一つの事案に対し、可能な限り寸分漏らさず記録することを心掛けた記述になっている。しかし当然それにも限界があり、記述の範囲は当時の著者の身分、地位や行動範囲、視界から大きく広がることはない。『殿暦』であれば摂政、関白としての視点からの記述が中心であり、『中右記』であれば中納言としての範囲、『為房卿記』であれば蔵人としての範囲という制限や限界はある。そして『讚岐典侍日記』もまた、「典侍」としての枠の中で描かれたものである。『讚岐典侍日記』の検証の中で度々指摘されるのが、作中に書かれた「他史料にはない事件の記述」の存在である。一例として、作中では中宮篤子内親王と堀河天皇の対面が二度行われたことになっているが、一度目の対面については他史料にその記載がない。よって、「これこそが『讚岐典侍日記』の虚構性の高さを示すものである」という論法がまかり通っている。しかし、これについては別稿で言及したように(注十二)、一度目の対面は長子が牽引役となっていて内々に行われ、関白や蔵人クラスが関知しない形で実現したものである。よって、記録に残りようがない。このように、諸記録の記述は一つの事象の一面を述べたものであり、それぞれがある事象や事案のピースに過

ぎない。もちろん、それらをすべて当てはめても完全なる全体像の復元が可能になるわけではないが、各作品、各記録があくまでお互いを補完しあう存在であることを認識し、活用されるべきなのである。

儀式書や漢文日記は、後世への伝承を目的として書かれたものであるためか最大限詳細な記録と正確性を重視した。一方で、『讚岐典侍日記』は自身の主張を広く世に訴えるために書かれたものであり、根本的に執筆姿勢が異なる。信憑性という点においてはたしかに漢文日記に分があるが、だからといって『讚岐典侍日記』の史料的価値は否定されるべきでない。これをどう扱うかは研究者の向き合い方にも大きく左右される。史料としての欠点を十分認識しながら、本作品にしか描けなかった事実を抽出し、適正に活用するというのが研究者に必要な姿勢なのである。

(注一) 長子に与えられた位階についての記録は残されていないが、作中で書かれた鳥羽天皇御所への出仕要請の中に、「御乳母たち、まだ六位にて、五位にならぬかぎりは、物まあらせぬことなり。

この二十三日、六日、八日ぞよき日。とくとく(四三〇)」とあることから、少なくとも五位以上であったことがわかる。

(注二) 以下、『讚岐典侍日記』の引用は新編日本古典文学全集『和泉式部日記 紫式部日記 更級日記 讚岐典侍日記』(小学館 一九九四年九月)に拠り、引用末尾に参照頁を付した。

(注三) 拙稿『讚岐典侍日記』―「隠される典侍」と「さらされる典侍」―(中央大学大学院年報 文学研究科編)第二八号 一九九八年三月)

(注四) 拙稿『讚岐典侍日記』―内侍司女官から見た天皇の崩御と即位―(中央大学国文)第六二号 二〇一九年三月)

(注五) 新編日本古典文学全集『中世日記紀行襲 海道記 東関紀行 弁内侍日記 十六夜日記』(小学館 二〇一三年十一月)

(注六) 新日本古典文学大系『中世日記紀行集』(岩波書店 一九九〇年

るという点が、本作品を「史料」として扱うことに限界を生じさせている。

史料とする障壁の一つが、「主観」に偏った記述の多さである。これは時間軸の曖昧さなどからすでに指摘されていることであるが、『讚岐典侍日記』は日次の体裁を取ってはいるものの、時間的矛盾が生じている箇所が散見される。自身の感情を述べるのが優先され、時間的な正確さや物事の前後関係には十分な注意が払われていないためである。

同じく「主観」という点からすると、作者の視線の焦点と記述の取捨選択基準の問題がある。本作品の執筆動機は宮廷生活を記録することではなく、一般に言われる「堀河天皇の追慕」でもない。突き詰めてみれば、「堀河天皇を看取る自分」「堀河天皇を追慕する自分」こそが記述の対象なのである。そして執筆の究極の目的は、鳥羽天皇に仕えている執筆現在の待遇への不満を訴えることにあった（注九）。現在の不当な待遇を改善すべく、堀河朝で与えられていた待遇こそが自分に対する正当な評価であると訴えることが執筆の主眼だったのである。そのため、長子はその主張に合致しないもの、不要なものは容赦なく切り捨てている。

長子が記述の対象から外したものは、同席していたはずの人物に始まり、実際に遭遇した事件（注十）、清涼殿外部で繰り広げられていた政治動向に至るまで多岐に渡る。特に政治面の排除については女性が著者である場合の傾向なのかもしれないが、本作品の舞台となった堀河天皇の崩御と鳥羽天皇の即位前後は、院政や皇位継承といった皇室の問題から、摂政の任命という摂関家の確執に至るまで、政治的に混乱した時期であった。それにも関わらず、長子はそれらに一切触れることはなかった。長子の視線や興味の対象は堀河天皇とそれを見守る自分、そして執筆現在の自身に与えられていた待遇の不当性を訴える材料となるものだけなのである。史料的価値は認めるべきであるものの、本作品に物事を俯瞰的に捉えるという態度が欠如しているという点は、十分に留意すべきである。

最後に、長子と堀河天皇の関係、そして典侍としての守秘義務的な自制や「たしなみ」というべき制約についても触れておきたい。長子は堀河天

皇との関係について、しきりにほめかしはするものの、『とはずがたり』のようにあからさまに言及することはなかった。その要因は、『讚岐典侍日記』が堀河天皇崩御からさほど年月を置かず書かれ、長子自身も現役の典侍として宮中に出仕していた時期の作品であるのに対し、『とはずがたり』は作者後深草院二条がそれらしがらみから解き放たれた、人生の晩年に書いたものだからであろう。しかし、その長子の「品性」とでもいうべき意識が、結果的に本作品の史料としての価値を下げていることは確かであり、その一例を最後に挙げておきたい。

かくて、七月六日より御心地大事に重らせたまひぬれば、たれも、月ごろとても、例さまにおぼしめしたりつることは、かたきやうなりつれども、これがやうに苦しげに見まゐらすことはなくて、過ぐさせたまへる、かくおはしませば、いかならんずるにかと、胸つぶれて思ひあひたり。（三九三）

堀河天皇は六月二十日に発病し、病状が決定的になったのは七月六日であると書かれているが、なぜ発病から二週間以上も経った「七月六日」がその日であると特定できるのか。それは、小谷野純一氏が『讚岐典侍日記全評釈』の中でも詳細に記録を追っておられるように（注十一）、当日、堀河天皇は「御樋殿二渡給程、於道不覚御也」（『殿曆』）という事態に見舞われ、それが引き金となって重篤に陥ったからである。「樋殿」、つまり用便を足しにいった際に意識を失ったというのであるから、実際は相当な騒ぎであったと思われる。しかも、天皇が歩歩く際にはたとえそれが「樋殿」であろうと女官が付き従っていたはずである。よって、この経緯を長子に関知していなかったとは考えにくい。この「樋殿事件」は堀河天皇の崩御に直結する騒動であったことからして、通常感覚でいえば作品全体の導入として省くことはできないものである。それにもかかわらず、長子はこの点を完全に抹殺した。「樋殿」云々というのは志尊たる天皇の、「褻」の最た

褰帳の役は伯の三位の女なり。命婦、藏人四人、役の内侍六人。裏濃き蘇芳、濃き物具。行幸高御座へ成れば、御前の命婦四人、御前に立つ。その後髪上の内侍二人、二行に並びて参る。高御座の御階の左右に内侍立ち留まれば、殿下御簾の役に参り給ひぬ。左の内侍、先づ昇りて左の御脇より御剣を参らせ置く。御階を退きて右の下に内侍の座に着きぬ。女王の装束、二色、紅の単、蘇芳の表着、赤色の唐衣。

(注六)(二四八)

三作品の中では『弁内侍日記』が突出して記述が少なく、『讃岐典侍日記』は自らが関与した部分のみを感情を中心につづっている。特筆すべきは『中務内侍日記』で、ここには引用しきれないものの、漢文日記や儀式書に引けを取らない詳細さで儀式全体を記録している。中務内侍自身が劍璽の使いとして儀式に参列していたことも大きく影響しているだろうが、引用部はこのあと女房たちの装束の説明が続き、後半の儀式についても述べたあと、すべてが終わり宮中を退出する際の出車の内訳まで述べている。

こう見ていくと、一見『中務内侍日記』こそ儀式を俯瞰的に捉えた記録性の高い作品であり、史料としての価値が高いように感じるが、『讃岐典侍日記』と比較することで両者の欠点が浮き彫りになる。『讃岐典侍日記』は記述の対象が自分自身であり、そこに儀式の記録という姿勢は全く感じられない。一方で、詳細な記録に徹しているかに見える『中務内侍日記』もまた、劍璽の使いを務めた自分を含めた「内侍」たちに焦点を当てた記述になっている。それは長子が務めた「褰帳女房」についての記述を比較すると明確で、『中務内侍日記』では「褰帳の役は伯の三位の女なり」とあるのみである。しかも、実際に左右二人いるはずの褰帳女房のうち一名についてのみの言及で、当然、彼女たちの儀式での様子には一切触れていない。もちろん、自分中心の記述になることは避けられず、この中務内侍の態度も当然ではある。『讃岐典侍日記』があくまで「典侍」の視点で書かれているのと同じく、『中務内侍日記』もまた「内侍」の視点で書かれているだけ

のことなのである。「典侍」と「内侍」の職掌の差を認識し、それぞれの作品の特性を認識したうえで活用すれば、両者は異なる視点を持った「史料」として十分に通用する。

しかし、これは決して両者の史料としての希少性が同等であることということではない。そもそも、「典侍」と「内侍」は同じ内侍司女官とはいえないものの、両者には大きな壁があった。それは単に職掌の差というだけでなく、日常的に許される行動範囲、立ち入り可能区域、天皇との距離感などである。詳細は別の機会に譲るが、『讃岐典侍日記』に見られる例を挙げてみると、堀河天皇の生前は一切登場しなかった「因幡内侍」という女性が、崩御後になって初めて天皇の枕元に伺候した際の記述や(注七)、陪膳に際し、典侍は直接天皇の世話をするのに対し、内侍たちは障子の外で控えるなどの制限があった(注八)。このように、同じ内侍司女官であっても典侍と内侍では天皇にどこまで近づけるのか、どこまで立ち入ることができるかなどが根本的に大きく異なるため、『讃岐典侍日記』と、『弁内侍日記』『中務内侍日記』の二編を同列に扱うことはできないのである。それぞれの「史料」としての価値は当然認められるべきではあるが、やはり宮中の「藪」「晴」に、ともにより深い部分で関与した「典侍」による記述は格段に貴重であり、『讃岐典侍日記』が第一級の史料としての可能性を秘めていることは間違いないだろう。

#### 四 史料としての限界

ここまで『讃岐典侍日記』の史料としての特性と価値について見てきたが、本作品をそのまま「史料」として扱うことの問題点と限界についても考察する必要がある。

本作品は「日記」とはいうものの、後世へ事実を正確に伝えることを旨とする漢文日記などとは異なり、記録の正確性に重きは置かれていない。加えて、作者である藤原長子が、ある目的を持って作品をまとめあげてい

いるに過ぎず、儀式に参加した本人の感想や考察、行事自体を内側から見る目線などは組み込まれていない。この点については別稿で述べたが（注四）、漢文日記等の著者では知り得ない部分の記録として、本作品は諸記録と同等に扱われるべきなのではないだろうか。

ここで一点、言及しておきたいのが『弁内侍日記』『中務内侍日記』の存在である。『讃岐典侍日記』とこの二作品は、同じ「内侍司女官」である女性が宮中での出仕の様子を記しているという点はもちろん、天皇の即位に立ち会っているという共通性がある。しかし、この二作品を『讃岐典侍日記』と同列に扱うことはできない。その理由としては、天皇との関係性や、二代の天皇に仕えた経験は弁内侍や中務内侍にはないものであるという点に加え、「典侍」と「内侍」の間の大きな隔たりは看過できないからである。一例として、三作品の即位式の記述を比較してみよう。

#### 『讃岐典侍日記』

十二月朔日、まだ夜をこめて大極殿に参りぬ。西の陣に車寄せて、筵道しきてあるべきところとしてしつらひたるに、参りぬ。ほのぼのと明け離るるほどに、瓦屋どもの棟、霞みわたりであるを見るに、昔内裏へ参りしに過ぎざまに見えしほどなど、思ひ出でられて、つくづくとながむるに、北の門より、長櫃に、ちはやを着たるものども、蘇芳のこき、打たるくはうこの出し衣入れて、持てつづきたる、べちにおもしろく見ゆべきことあらねど、所がらにや、めでたし。人ども、見さわぎ、いみじく心ことに思ひあひたるけしきどもにて、見さわげども、ただわれは、何ごとにも目も立たずのみ覚えて、南のかたを見れば、例の八咫鳥、見も知らぬものども、大頭など立てわたしたるを見るも、夢の心地ぞする。かやうのことは、世継など見るにも、そのこと書かれたるところは、いかにぞやおぼえてひきこそかへされしか、うつつにけざげと見る心地、ただおしはかるべし。

日高くなるほどに、「行幸なりぬ」とてののしりあひたり。殿ばら、

里人など、玉の冠し、あるは、錦のうちかけ、近衛府など、甲とかやいふやうもの、着たりしこそ、見もならはず、唐土のかたかきたる障子の昼の御座に立ちたる見る心地こそ、あはれに。

かくて、「ことなりぬ、おそし、おそし」とて、衛門の佐、いとおびたたしげに、毘沙門などを見る心地して、われにもあらぬ心地しながらのぼりしこそ、われながら目くれておぼえしか。手をかけさせるまねして、髪あげ、寄りて針さしつ。わが身いらずともありぬべかりけることさまたかな、などかくしおきたることにかとおぼゆ。御前の、いとうつくしげにしたてられて、御母屋のうちにぬさせたまひけるを、見まぬらするも、胸つぶれてぞおぼゆる。おほかた目も見えず、はぢがましさのみよに心憂くおぼゆれば、はかばかしく見えさせたまはず。ことはてぬれば、もとのところにすべり入りぬ。 (四三六)

#### 『弁内侍日記』

三月十一日、官庁にて御即位。春の日もことにうららかなりに、様々の儀式ども、言はん方なくめでたし。人々の姿ども、珍らかに見えたりしかば、弁内侍、

たまゆらに錦をよるふ姿こそ千歳は今日といや珍なれ (注五)

(一四六)

#### 『中務内侍日記』

三月十五日、御即位。行幸の儀式、関白殿・左大将以下、供奉の人々、珍しく面白し。髪上げの内侍、この御所より少将内侍・少輔内侍なり。(中略)高御座の事具したる由、職事申せば、やがて行幸あり。御剣は勾当給はる。璽はこれの役なり。右の御脇に参る。殿下の仰せに、「その璽の御笥の上に掛けたる網を指に掛けつれば、取り外して過はせぬぞ」と仰せあるに、御情のありがたく、心も強くしく覚えて過なし。高御座へ事故なく参り着きぬ。

大臣たち側近はどのような動きをし、崩御から新帝即位への移行が行われていくのか。本作品はこれら多岐に渡る要素を包括した、臨場感溢れる記録となつていのである。こういった『讚岐典侍日記』を持つ「史料」的価値にも焦点が当てられ、適切に活用されるべきであるにもかかわらず、放置されているというのが本作品の現状なのである。

以上は上巻に特化したものであるが、下巻では新帝御所の発足とそれがどのように機能、運営されていくのかといった過程、前天皇の御所運営を知る長子が、どのような立場に置かれてノウハウの伝承を行っていくのかなど、やはりこれらも他の女流文学作品はもちろん、漢文日記などの他史料では見られない記述が続いている。そもそも、「典侍」や「内侍」は他の女官に比べ、抜群の知名度はあるものの実態解明には至っておらず、職掌などにも謎が多く残る。それらの一端が垣間見えるという点でも、本作品の貴重性は十分に評価され、女官や女房そのものの研究にも活用されるべきなのである。

### 三 「晴」史料としての妥当性

次に、本作品のもう一つの側面、「晴」史料としての特異性を見てみよう。前述のとおり、長子は堀河天皇、鳥羽天皇二代に仕えた典侍である。しかし、これまでの研究では「典侍」と一般の女房、いわゆる「上の女房」と「宮の女房」などの間に大きな相違を認めず、内侍司女官たちもあくまで「女房」の一形態、主人が天皇というだけに過ぎないという認識から大きく踏み出すことがなかった。主人の生活の世話をするという点では、基本的に紫式部や清少納言などの「宮の女房」と大差ないとされ、「典侍」のもう一つの側面である「内侍司女官」としての特殊な立場もあまり注目されていない。

そこで、作者が「典侍」であることに焦点を当てることで浮かび上がるのが、「晴」の史料としての可能性である。典侍は天皇の「褻」の部分に奉

仕する一方で、内侍司女官として文書や宣旨に携わることはもちろん、宮中祭祀などにも奉仕する。そこで、作中に言及された公的要素の強い事案に関する記述を挙げていくと、次のようになる。

#### (上巻)

堀河天皇崩御当日の劍璽渡御式 (四二六)

#### (下巻)

除服の祓(長子個人) (四三三)

鳥羽天皇即位式(褻帳女房として参加) (四三六)

四月の衣がえ (四四七)

灌仏会 (四四七)

菖蒲の節句 (四四九)

最勝講 (四四九)

堀河天皇一周忌 (四五二)

諒闇明け (四五二)

御所の内裏移転 (四五四)

九月の節句 (四六〇)

大嘗会の御禊 (四六二)

五節、臨時の祭 (四六三)

帷台の試み (四六三)

童御覽 (四六四)

大嘗会 (四七〇)

清暑堂の御神楽 (四七一)

豊明の節会 (四七四)

行事の名称のみで詳細は言及されていないものから、即位式での褻帳女房役や大嘗会のように数ページに渡るものまで記述の量は様々だが、このような行事の詳細は儀式書や漢文日記では手順等が記録として述べられて

たちの距離感で仕えている様子を指したのもと考えられるのである。

このような特殊な立場が、長子に他の女流文学作家が知り得ない清涼殿内部の日常をつづることを可能にした。加えて、堀河天皇との関係、続く鳥羽天皇御所への出仕による二代の天皇への出仕などを鑑みると(注三)、長子是一般の典侍以上に天皇や宮廷生活を深く知る立場にあったのである。

### 三 「褻」史料としての特異性

それでは、長子が描いた天皇の日常、「褻」の部分について見ていこう。まず、特筆すべきは天皇と女官たちの間で交わされた、あまりにも親しい会話についてである。とくに乳母たちとの会話はまさに「家族」そのものであった。

大式の三位、長押のもとにさぶらひたまふを見つかはして、「おのれは、ゆゆしくたゆみたるものかな。われは、今日明日死なんずるは知らぬか」とおほせらるれば、「いかでたゆみさぶらはんずるぞ。たゆみさぶらはねど、力のおよびさぶらふことにさぶらはばこそ」と申さるれば、「何か。今たゆみたるぞ。今こころみん」とおほせられて、(三九七)

この二人の会話は、我々が思う天皇と女官の距離感とはかけ離れた描写であり、いくら乳母といえども不敬に当たるのではないかと驚くほどの親密な応酬である。これは双方に相当の信頼関係があることが前提であり、その場に同席しこれらを目の当たりにできるのもまた、限られた人物だけなのである。

同様に、長子にしか書けなかったものとして、病床の間の天皇の様子が

「せめて苦しくおぼゆるに、かくしてこころみん。やすまりやすする」

とおほせられて、御枕がみなるしるしの箱を、御胸のうへに置かせたまひたれば、まことにいかに堪へさせたまふらんと見ゆるまで、御胸のゆるぐさまぞ、ことのほかに見えさせたまふ。(三九九)

御冠など持て参りたれば、するかせぬかのほどに押し入れて、御直衣、引き掛けて参らせたる、御ひも、ささんとおぼしめしたるなめり、ささんとせさせたまへど、御手もはれにたればえさせたまはぬ見る心地ぞ、目もくれて、はかばしう見えぬ。(四一一)

見れば、大式の三位、うしろのかた抱きまゐらせて、大臣殿の三位、ありつるままに添ひ臥しまゐらせられたり。御あとのかたについゐたれば、大式の三位、「苦しうせさせたまへば申しつるぞ。その御足とらへまゐらせたまへ」とあれば、とらえまゐらせぬたり。御汗のごひなどせさせたまふ。(四一四)

皇位の象徴である神璽の箱を胸の上に置くというのは、現在の我々からすると想像もできない驚きの行為である。また、病状の進行から浮腫が生じ着替えもままならない天皇の様子や、苦しきのあまり女官たちに身を委ね支えられる姿は、本作品以外には目にすることはできない、「褻」の部分の最たるものである。この他にも、念仏を唱えていた天皇の口の動きが止まり、それを見た関白藤原忠実が臨終を宣言する場面、腫れたままでありながら清らかな堀河天皇の死に顔の描写、「もしや生き返るのでは」と捉えた腕に死硬直が訪れる様子など、天皇の臨終でなくても記録として残ることのないような詳細な描写が続く。これらはいくまで「堀河天皇の看取りの記」として読むこともできるが、同時に「天皇の発病から崩御にいたる清涼殿内部の記録」でもあることに注目したい。どのような看病がほどこされ、どのような者が出入りし、どのタイミングで僧侶による加持祈祷が行われ、だれが「天皇の臨終」を決めるのか。そして、その周囲で関白や



し、長子は公職に就き、位階(注一)も授与されていたことから、それらとは一線を画した存在であった。

まず確認すべきは、長子の「典侍」という立場である。「典侍」とは内侍司の二等官であるが、長官の「尚侍」は堀河天皇の時代から空位となっていたため、実質的に典侍が内侍司、ひいては宮廷女官の最高位となっていた。定員は尚侍二名、典侍四名、掌侍(内侍)四名であり、尚侍不在の堀河朝にあつて、この規定に従えば長子はトップの四名のうちの一人として名を連ねていたことになる。古典文学作品の作者の多くが后妃付きの女房であつたため、天皇の日常生活は後宮と密接な関係にあるように思われがちであるが、天皇の居住区域は清涼殿であり、いわゆる「七殿五舎」に局を賜つていた后妃たちと同居することはなかった。天皇の日常は典侍、内侍といった女官たちに囲まれ、独立したものであつたのである。また、堀河天皇には正式な后妃は二名しかおらず、鳥羽天皇生母藤原茂子の死去後は中宮篤子内親王のみとなった。しかし、中宮とはいえ篤子内親王は堀河天皇の身近に詰めて看病に当たることもなく、天皇との対面すらままならない状態であつたことが作品に描かれている。

このような状況から、堀河天皇の日常は『源氏物語』や『枕草子』からイメージするものよりかなり狭い範囲で、少数の女官たちに支えられた、やや閉塞的なものであつたようだ。実際に、長子は堀河天皇発病時の堀河朝の女官の出仕状況を次のように説明している。

そのころしも、上臈たち、さはりありてさぶらはれず。あるは子うみ、あるは母のいとま、いま一人は、とくよりもこもりあて、この二三年参られず。御乳母たち、藤三位、ぬるみ心地わづらひて参らず、弁の三位は、東宮の母もおはしまさまで生ひ立たせたまへば、心のままにさぶらはるべくもなくにあはせて、それも、このごろおこり心地にわづらひて。ただ、大武の三位、われ具して、三人ぞさぶらふ。(注二)

(三九三)

ここで長子は、堀河天皇に仕える女官を「上臈」と「御乳母」に分けている。「上臈」は出産した者、母の喪に遭った者、数年籠居状態にある者という三名であるとし、全員出仕を停止していた。一方で、「御乳母」は名前が抜けている大臣殿三位以外の二名について、個人を特定したうえで言及している。姉藤三位は病欠、弁三位は東宮(のちの鳥羽天皇)生母藤原茂子の義理の姉であることから東宮に養育に当たつており、事実上の職場移転のため不在であつた。残る大武三位と自身を入れた三名のみで天皇の看病に当たつているとしている。

この区分からすると長子は「上臈」となるため、堀河天皇の典侍は「上臈」四名、「乳母」四名ということになるが、典侍の定員は四名である。この説明では計八名となり、規定に合わない。そこで注目すべきは長子が典侍を「上臈」と「御乳母」に分けている点と、両者がともに「四名」である点である。つまり、典侍の四名という定員は、「上臈」と「乳母」各四名ということであつて、一天皇には最大八名が典侍として在籍できると考えられるのである。東宮時代からの「乳母」は、育て子が即位することで「三位典侍」となり、別格扱いになる。新帝御所には新規に典侍四名の枠が生じ、結果的に最大八名まで任命が可能になるというのであれば、長子の記述に説明がつく。同じ「典侍」であつても乳母たちは「三位典侍」として上臈となり、その下に新規の典侍がいると捉えるのが妥当ではないだろうか。

堀河天皇の病床の間では、八名いるべき典侍が五人欠け、残された三名で看病に当たつていた。長子は本来、藤三位、弁三位、大臣殿三位、大武三位の低位の女官として彼女たちの補佐的立場での看病するはずのところ、人員不足により乳母と同等の役割をもつてその任に当たつたのである。「(堀河天皇が)いみじう苦しげにおぼしたりければ、片時御かたはら離れまゐらせず、ただ、われ、乳母のやうに添ひ臥しまゐらせて泣く(三九七)」とあるのは、添い臥す自分の様子を「幼子に付き添う乳母のようだ」と表現したものと解することもできるが、本来の自身の立場よりも近い、乳母

# 『讚岐典侍日記』 史料的价值とその限界

太田 たまき \*

(二〇一九年一月七日受理)

一 はじめに

『讚岐典侍日記』は平安後期、白河院の院政期として知られる天仁二年(一一〇九)頃に成立した女流日記文学である。作者「讚岐典侍」藤原長子は白河院の子である堀河天皇、孫に当たる鳥羽天皇に仕えた女官であり、本作品は作者の宮廷生活を中心につづられた、いわゆる「女房日記」である。上下巻から成り、上巻は堀河天皇の発病から崩御、下巻は鳥羽天皇即位式を経て、新帝御所への出仕、大嘗会の様子などが描かれている。内侍司二等官「典侍」による現存唯一の「日記」であり、天皇の日常や崩御、即位式、宮中祭祀など、内容は多岐に渡る。

作者藤原長子は藤原北家道綱流の出で、歌人として知られる藤原顕綱の娘であった。顕綱家は祖母の弁乳母が後三条天皇の乳母を務め、兄の有佐は後三条天皇の落胤とも言われる。また、年の離れた姉の藤原兼子(藤三位)は堀河天皇の乳母を務めており、有佐の存在や姉妹が同じ天皇の側近として同時に召し抱えられていることなどから、顕綱家は実際の家格に比べて天皇家に近い立場にあった。

長子は、自身とほぼ同年齢と言われる堀河天皇に八年ほど仕えた。堀河天皇崩御後は子の鳥羽天皇に仕えたため、天皇の崩御と新帝の即位を経験し、二代の天皇に出仕するという珍しい経歴の持ち主である。以上のよう

な経歴が、他の女流文学作家たちが立ち入ることすらできなかった清涼殿内部や諸儀式、宮中での「褻」と「晴」の詳細を描くことを可能にした。

長子が堀河天皇と男女の関係にあったことは定説になりつつあるが、本作品はそういった堀河天皇との関係と、天皇の発病から崩御に至るまでを描いたという題材の特異性に注目が集まりがちである。一方で、前述のとおり「典侍」という立場からつづった作品は他に例を見ないこと、しかもその「典侍」としての経歴が特異なものであるという点は見落とされがちで、『讚岐典侍日記』が当時の女官や天皇、諸儀式などの実態を解明する貴重な「史料」となり得ることについて正當に評価されていない。彼女は天皇の日常、「褻」の部分だけでなく、内侍司女官として「晴」の場にも奉仕していた。とくに「晴」の部分は、彼女が実際に諸儀式に参列したうえで生きた証言なのである。

そこで本稿では、『讚岐典侍日記』の史料的价值とその限界について考察する。筆者はこれまでも本作品の特性に焦点を当て、検証を行ってきた。今回はそれらを踏まえ、総括するものである。

## 二 「上の女房」典侍藤原長子

冒頭にも述べたように、作者藤原長子は白河院政の黎明期、堀河・鳥羽両天皇に仕えた内侍司二等官「典侍」の職にあった人物である。いわゆる「女房文学」の作者の大半が后妃付き、または権門の女房であったのに対

\*人文科学系・日本文学